

令和6年度 蔵王町監査計画

1 基本方針

監査等の実施に当たっては、町の財務に関する事務の執行及び町の経営に係る事業の管理において、住民の福祉の増進に努めているか、最小の経費で最大の効果を挙げているか、さらに組織及び運営の合理化に努めているかに重点を置いて実施する。

また、各種監査等を効率的かつ効果的に実施するため、相互に有機的な関連を持たせて年間計画を策定し、これに基づいて実施していく。

2 個別監査等事項

(1) 例月出納検査（地方自治法（以下「法」という。）第235条の2①）

会計管理者及び公営企業管理者の保管する現金（歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(2) 定期監査（法第199条④）

ア 町の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、次の事項を主眼として実施する。

- ① 予算計画に対する実績は妥当であるか。
- ② 総計予算主義の原則は守られているか。
- ③ 継続費、繰越明許費の繰越の取扱い、使用手続に誤りはないか。
- ④ 債務負担行為及び公営企業における棚卸資産の購入は、予算に定められた限度内でなされているか。
- ⑤ 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ⑥ 各種帳簿・書類の整備記帳、各種証拠書類の整備保存等は適切に行われているか。
- ⑦ 公有財産の管理は適正に行われているか。
- ⑧ 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。

イ 町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、次の事項を主眼として実施する。

- ① 事業の目的が明確で、経済性が十分考慮され、住民の福祉増進に役立っているか。
- ② 職員の労務管理は適正に行われているか。
- ③ 経営の合理化並びに累積欠損金等の解消の努力はなされているか。また、

その手段、方法は適切で、効果は上がっているか。

④ 文書の収発整理保存、公印管理など、庶務は適正に行われているか。

⑤ 建設工事（委託を含む）は、関連事業との調整や財源確保の見通し、事業遂行能力等を十分考慮してなされているか。また、進捗状況はどうか。遅延している場合、その原因と対策はどうなっているか。

(3) 随時監査（法第199条⑤）

必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する。

(4) 行政監査（法第199条②）

必要があると認めるとき、町の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(5) 財政援助団体等監査（法第199条⑦）

補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助を与えている団体等に対し、必要があると認めるとき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(6) 決算審査（法第233条②、地方公営企業法（以下「地公企法」という。）第30条②）

歳入歳出決算書、その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(7) 基金の運用状況審査（法第241条⑤）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用がその目的に従って適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

(8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）第3条①）

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(9) 資金不足比率等審査（健全化法第22条①）

資金不足比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

令和6年度 監査等の執行計画書

蔵王町監査委員

執行時期		監査等の種別	対象部署	執行の要領等
4月	3日	企業会計貯蔵品の実査 (随時監査)	上下水道課 蔵王病院	・令和5年度決算時点における貯蔵品の現況を実査し、貯蔵品の受払い、保管高、過大在庫の有無等について確認する。
	下旬	例月出納検査(3月分)	全部署	・一般会計、特別会計、企業会計の保管現金の在 high、出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうか検査する。
5月	中旬	工事の竣工状況監査 (随時監査)	建設課 ほか	・令和5年度に実施した町発注工事の進捗状況、完工状況等の現場調査及び契約事務等に係る書類監査を行う。(他課の依頼工事を含む)
	下旬	例月出納検査(4月分)	全部署	・4月と同じ
6月 ～ 7月	6月上旬 ～ 7月中旬	企業会計定期監査	上下水道課 蔵王病院	・令和5年度の財務に関する事務の執行と、経営に係る事業の管理について監査する。
		定期監査	幼稚園2園 小学校5校 中学校3校 保育所1所 こども園1園 児童館5館	
	企業会計と 上記を除く 全部署			
	6月下旬	例月出納検査(5月分)	全部署	・4月と同じ
	7月中旬	例月出納検査(6月分)	全部署	・4月と同じ

(続き) 6月 ～ 7月	7月 下旬	決算審査 定額基金の運用状況審査 健全化判断比率等審査 資金不足比率等審査	全 部 署	・町長から審査に付される令和5年度各種会計決算について、計数の正確性や事業の効率的執行、成果等について審査する。また、定額基金が適正に運用されたかどうかを審査する。
8月	下旬	例月出納検査（7月分）	全 部 署	・4月と同じ
9月	下旬	例月出納検査（8月分）	全 部 署	・4月と同じ
10月	中旬	財政援助団体等監査	農林観光課 ほか	・令和5年度において町が財政的援助を与えた団体等を対象に補助金、助成金等の申請・交付手続、経理状況及び事業の執行状況や成果等について監査する。
	下旬	例月出納検査（9月分）	全 部 署	・4月と同じ
11月	下旬	例月出納検査（10月分）	全 部 署	・4月と同じ
12月	下旬	例月出納検査（11月分）	全 部 署	・4月と同じ
令和7年 1月	下旬	例月出納検査（12月分）	全 部 署	・4月と同じ
2月	下旬	例月出納検査（1月分）	全 部 署	・4月と同じ
3月	下旬	例月出納検査（2月分）	全 部 署	・4月と同じ

執行時期	監査等の種別	執行の要領等
執行事由が生じたとき	随時監査（法199条⑤）	監査委員は必要があると認めたときは、町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することができる。
	公金の収納支払事務監査 （法第235条の2②） （地公企法第27条の2①）	町長又は公営企業管理者の要求があるときは、金融機関が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できる。
	住民の直接請求による監査 （法第75条）	選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、事務執行に関する監査の請求があったとき。
	議会の要求による監査 （法第98条②）	議会から監査委員に対し、町長、各種委員会、その他法令、条例に基づく委員会若しくは委員の権限に属する事務に関する監査を求められたとき。
	住民請求による監査 （法第242条）	住民は、町長や職員等について違法、不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行・債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は不当な公金の賦課・徴収・財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、行為の防止・是正・怠る事実を改め、被った損害を補てんするため必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
	職員の賠償責任の監査 （法第243条の2の2③）	町長は、職員が町に損害を与えたとき、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任、賠償額の決定を求め、その決定に基づいて職員に賠償を命じなければならない。